

寿都湾

◎ 議会だより

No. 174 平成29年 8月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

平成29年 第2回定例会

平成29年第2回定例会は、6月23日招集され、町長の行政報告の後、報告1件、意見案1件、条例の制定1件、条例の改正1件、単行議案1件、補正予算3件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告



片岡春雄 町長

平成28年度寿都町一般会計及び各特別会計の決算について、5月31日に出納閉鎖いたしましたので、その概数を報告いたします。

■一般会計

○歳入

52億7千164万2千円

○歳出

52億2千757万9千円

○差引額

4千406万3千円

■国民健康保険事業特別会計

○歳入

5億1千114万円

○歳出

4億8千521万2千円

○差引額及び実質収支額

2千592万8千円

■後期高齢者医療特別会計

○歳入

4千647万6千円

○歳出

4千633万4千円

○差引額及び実質収支額

14万2千円

■介護保険事業特別会計

○歳入

4億636万9千円

○歳出

3億9千866万3千円

○差引額及び実質収支額

770万6千円



7月15日・16日に寿都神社例大祭が行われました。

■簡易水道事業特別会計

○歳入 1億4千598万2千円

○歳出 1億4千438万8千円

○差引額及び実質収支額 159万4千円

■公共下水道事業特別会計

○歳入 2億7千336万8千円

○歳出 2億7千268万6千円

○差引額及び実質収支額

68万2千円

■風力発電事業特別会計

○歳入 6億5千477万4千円

○歳出 6億2千703万9千円

○差引額及び実質収支額 2千773万5千円

以上の各会計の決算については、係数整理の上、監査委員の意見を付して議会に提出いたします。

審議した案件

報告

◆平成28年度寿都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

平成28年度事業のうち次の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越を行ったもの。

(第213条11歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。)

【個人番号カード交付事業】

個人番号カード交付事業は、平成28年度末までの発行予想枚数が下回ったことから、179枚分の相当金額25万4千円を平成29年度へ繰越したことの報告です。

条例の制定

◆寿都町過疎地域の公示による固定資産税の課税の特例に関する条例

..... 原案可決

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した場合における、

固定資産税の課税の特例措置を定めるものです。

条例の一部改正

◆寿都町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

..... 原案可決

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえ、個人情報の定義・範囲の明確化並びに文言の整理等の改正を行うものです。

単行議案

◆辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更

..... 原案可決

財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、湯別、歌棄及び磯谷辺地において、橋梁点検と改修事業並びに製氷施設整備事業を追加するため、総合整備計画を変更するものです。

補正予算

◆寿都町一般会計補正予算(第2号)

..... 原案可決

円を追加し、総額を50億851万1千円としました。

●補正の主なもの

・総務費（ふるさと振興基金積立金及び水産振興基金積立金） 329万8千円増
・衛生費（簡易水道事業及び下水道事業特別会計繰出金ほか） 551万9千円増
・教育費（橋本家（旧鯉御殿）保存整備工事） 600万円増

◆平成29年度寿都町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

..... 原案可決

予算総額に180万円を追加し、総額を1億4千260万円としました。

●補正の主なもの

・総務費（美谷ポンプ場送水ポンプ取替工事ほか） 180万円増

◆平成29年度寿都町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

..... 原案可決

予算総額に340万円を追加し、総額を3億1千690万円としました。

●補正の主なもの

・施設費（合併処理浄化槽設置工事） 340万円増

意見書可決 関係大臣等へ送付

第2回定例会では1件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

◆林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整

備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討を進めています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

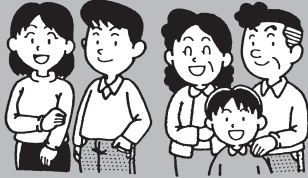
1 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。

2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材

気軽に 見に来ませんか？

9月に定例議会が開かれます

議会は皆さんのものです。だからこそ
「1人でも多くの方に議会を見てほしい」そして
「皆さんと共に、まちづくりを考えたい」
ぜひ議会の傍聴しに来ませんか？



日程等、詳しいことは議会事務局へ
お問い合わせください。(TEL 62-2511)

産業の振興と山村における
雇用の安定化を図るため、
森林整備事業及び治山事業
の財源を十分かつ安定的に
確保すること。
3 森林資源の循環利用を
通じて林業・木材産業の成
長産業化を実現するため、
地域の実情を十分に踏ま
え、森林整備から木材の加
工・流通、利用までの一体
的な取り組みに対する支援
措置を充実・強化すること。

(提出先) 衆議院議長、参
議院議長、内閣総理大臣、
財務大臣、総務大臣、文部
科学大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大
臣、環境大臣、復興大臣



ここが聞きたい

一般 質問

第2回定例会での一般
質問では2名の方から3
項目について質問があり
ました。

幸坂 順子 議員

防災 泊原発について



■質問

平成24年5月5日泊原発
が運転を停止して5年が過
ぎました。

平成28年4月13日から8
月9日にかけて、後志管内
全市町村で、新規制基準に
沿った泊原発の安全対策に
ついて、地域説明会が行わ
れました。参加者には冊子
が配られまして説明が行わ
れました。

内容は基準地震動550ガル
から、620ガルに引き上げて
最大津波の水位上昇量を
6・95メートルから12・63
メートルに引き上げて安全
対策を行っているという内
容でした。

それと地震性の隆起では
ないかと指摘を受けていた

地形については、地震性の
隆起ではなく、広域的に隆
起し、波の浸食により形成
されたもので、陸上・海底
の地質調査の結果から、泊
原発の敷地及び敷地近傍を
含む積丹半島西岸には、震
源として考慮すべき活構造
は認めないものと説明し、
審査会合において、おおよ
ね了解をいただいたという
ことが冊子の56ページに書
かれており、説明がされま
した。

北電はこの説明会后、住
民からも理解が得られたと
して再稼働を進め、平成29
年度中に再稼働されるので
はないかという、そういう
見方も一部では出ておりま
した。

ところが平成29年、今年

です、3月10日に行われ
た審査会合では規制委か
ら、泊周辺の隆起が地震性
であることが否定できない
として、今後の審査につい
て根本的な方針の転換をす
るということが提示されま
した。

1点は積丹半島西岸に断
層を想定して、地震動の評
価をすべきということで
す。

もう1点は防潮堤の設置
地盤の液化化について評価
し、説明するよう求められ
ました。

今後活断層を想定した地
震動が想定されると、安全
対策の見直しも必要となっ
てきます。

安全対策費について北電
は、平成27年3月に2千億
円台前半と推計していまし
たが、今年4月には2千億
円台半ばまで増えるとの見
通しに改めています。

また停止中の泊原発は冷
却費用が年間12億円、維持
管理費が年間800億円合
わせて812億円の経費が掛か
っています。

今後これらはすべて電気
料に転嫁されます。原発が
無くても電気は足りていま
す。北海道で一番需要の多
い1月でも供給予備率は
10%を超えています。

次にトリチウムの問題で
す。

地域説明会の資料には、
加圧水型では排出される蒸
気・水に放射性物質は含
みません。と記載されてい
ます。

資料に原発の構造のこと
が書かれていまして、沸騰
水型は放出するが、加圧水
型(泊原発は加圧水型)は
放射性物質は放出しないと
説明がありました。

その説明会の後、「2次
冷却水中にトリチウムが含
まれており、蒸気・水には
放射性物質を含むのではな
いか」という指摘を受けま
して、その後北電のほうか
ら修正が出されました。

そして、平成元年から平
成24年までに、泊原発3機
から放出されたトリチウム
の累積量は571兆ベクレルに
なり、すべて海に放出され
ているという発表がありま
した。

以上のことから町長に質
問いたします。

昨年の説明会以降の転換
を町長はどのように受け止
めておられますか。また、
放射能で海が汚染されて
も、再稼働には賛成でしょ
うか。

●町長

幸坂議員の御質問にお答えいたします。

泊発電所の関係につきましては、新たな規制基準により、従来の安全対策である「耐震・対地震性能」「設計基準」の大幅な強化と、これまで事業者の自主的な取り組みであった「重大事故対策」の義務化など、原子力発電施設の安全性の向

上が図られてきたところあります。

また、平成28年には後志管内全20市町村において、「泊発電所の安全対策等に関する説明会」が北海道電力株式会社の主催で開催され、本町では4月13日に総合文化センターを会場に新規制基準や泊発電所の安全対策などについて、地域住民へ説明されました。

説明会の資料中、一部誤



解が生じる可能性がある表現について、後日、事業者から修正があったことは事実ではございますが、トリチウムの環境への放出量にあたっては、法令に基づく保安規定で定められた規制値を十分に下回ることが、関係機関において確認され公表されているところでございます。

また、平成29年3月の原子力規制委員会における審査会合において、積丹半島西岸の海岸地形の成り立ち及び地震による防潮堤地盤の液化化の影響評価に関する指摘事項につきまして、事業者である北海道電力株式会社において、現在データの分析や資料の作成など、早急に審査会合で説明できるよう対応されているところであり、充分な調査・説明により安全性が確保されることが何より重要であると捉えております。

泊発電所の停止も5年を経過し、経年劣化の進んだ設備を含めた火力発電所の高稼働が続いており、トラブルと重なった場合に、計画通りの電力供給ができないことが想定されます。

北本連系の強化や道内の送電網の脆弱性等、本道が抱える電力事情、また町民

や地元企業等の電気料金の負担増や本町の経済活動に与える影響等を総合的に勘案した場合、現在、審査が行われている原子力規制委員会で安全性が確保されたと判断された発電所については、耐用年数を条件に再稼働については現状やむなしとの考えに変わりはございません。

国・北海道・関係機関・関係町村が連携して避難計画、避難訓練の充実強化を図りながら、耐用年数を経過した原子力発電施設につきましては、今後、徐々に廃炉し、将来的には原発に頼らない社会を目指すべきであり、地球温暖化防止の観点も含め、再生可能エネルギーを含めた電力政策に転換していくべきと考えております。

■再質問

泊原発について3月10日の道新の記事を御紹介します。

「規制委の審査は電力会社が提出した書類の疑問点や漏れを指摘し、事故を防止する対策に不備がないか点検していく。電力会社の主張を真っ向から否定し、原発の再稼働に向けてこうしなさいと指示を出すのは

極めて異例の事態。積丹半島西岸の地形に見られる、隆起の原因が地震ではないとの主張を繰り返す北電にしびれを切らした」と書かれております。

昨年の7月と10月に規制委では北電が出した資料をもとに、地震性が否定ができませんというところで、現地調査を行っており、泊周辺の隆起は地震性をやはり否定できないという見解に立っています。

また液化化について、北電では基準地震動620ガルに引き上げても液化化は起こらないという説明をしていますが、規制委から最新の化学的知見を考慮していないと指摘を受けまして再検討していました。

その結果、基準の地震動が発生した場合、防潮堤は液化化によって3メートル沈下、また想定される最大の津波で防波堤は横方向に40メートル流されると報告しております。

また、その防波堤が流されることによって、そばにある3号機の取水口がふさがれ、冷却機能が損なわれる恐れがあるという報告がされております。

このことから北電が出したその資料の中から規制委

はやはり、地震性を否定できないと言っています。

北電が原発という危険なものを動かす事業者としてどうなのか。また安全神話から抜け出していないのではないかとこの心配が沸き起ります。

またトリチウムについては、先ほど町長から説明がありました年間放出管理基準というものがありません、それ以下だから大丈夫という北電側から説明もありました。

原発推進側からはトリチウムというのは危険性は低いと、ほとんどが水と同じように存在し、水と同じように振る舞うので、生物体内に濃縮することはないと説明しています。

ただトリチウムの研究者は、 β 線（トリチウムは β 線）その飛距離は短いので、外部被ばくはほとんど問題にはならないけれども、体に取り入れた場合、（体は3分の2は水でできている）その一部が細胞核の中にまで自由に入り込み、DNAを構成する水素と容易に置き換わる。その場合 β 線の飛距離と細胞の大きさがほぼ一致するので、遺伝子を傷つけるのに非常に効果的に作用する。これが専

門家の見解です。

まだトリチウムの健康に与える影響について正確に把握はされていないので、これから調査が必要になると思います。

佐賀県の玄界原発については、データーが出ているんですけども、原発からの距離と白血病死率のデーターが相関関係にあると出されています。

そういうことでこれからまた、さらに安全対策を強化していくと言うのですけれども、北電の事業者としての、資質というんですか、なかなか安全神話から抜け切れていないというところ

に大変疑問を感じますけれども、その点では町長はいかがお考えでしょうか。

●町長

北電と専門委員とのやり取りにおいては、専門的な観点から、私からとやかくここでお話しする立場にございませんので、ただ、いずれにいたしましても5年停止している中で現実、相当の電気料金アップで、道民また寿都町民も非常に重い負担を課せられているということも事実でございます。

そういった観点からやは

り、今の規制委員会と北電とのやり取り、北電については、指摘された事項についてはは早急に方向性をだし、安全性の確保について努力をしていただきたいという思いで私もいます。

■幸坂議員

原発について町長は一貫して電気料が値上がりし、事業所と住民の負担が重くなっていると言つておられます。

これからさらに安全対策とか、使用済み核燃料の処理の問題とか、原発はお金がかかるといっていきま

す。決して原発が作る電気が安いということではあり

ません。また際限のない安全対策をしていかなければならないということから考えますと、安全安心の道は、やはり原発を廃炉にする道しかないのではないのでしょうか。

幸坂 順子 議員 行政 町民税の特別徴収税額決定通知書への 個人番号記載について

■質問

国民のすべてに12桁の個人番号を付け、個人の重要な社会保障や税情報を国が一元管理するマイナンバー制度が施行されて1年半になります。

市町村や住民にとってマイナンバーは、メリットがないだけでなく、漏えいや、なりすまし被害の懸念は払拭されておりません。

それにもかかわらず、総務省は今年度自治体から各事業者に発送される従業員の税額が記載された特別徴収税額決定通知書に、従業員の個人番号を記入するよう通達を出しました。

しかしこれには様々な問題があります。まず、行政が個人番号を通知書に勝手に記載することで、事業者が個人番号を提供したくない従業員の権利が侵害され

ます。また「通知書」は普通郵便で郵送され、誤配達などで個人番号が漏れる心配があります。個人番号を記載しないことで税法上の罰則

はなく、記載しない自治体もあります。個人番号の今後記載をやめるべきではないでしょうか。

●町長

町民税の特別徴収税額決定通知書への個人番号記載についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「いわゆるマイナンバー法」が平成27年10月に施行されたことに伴い、関係法令の改正が行われ、公平、公正な課税や事務の効率化を図るため、確定申告書等への個人番号の記載が義務付けられました。

御質問にあります町民税の特別徴収税額決定通知書につきましては、地方税法及び地方税法施行規則の改正により、平成29年度以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書に記載することとされ、本町におき

まして、この改正に準じて通知書を作成し、個人番号を記載して5月10日付けで、各事業所へ送付したと

ころであります。

個人番号の取扱いについては、町はもちろんのことで、各事業者においても、漏えい等が起きないように、適切な安全管理措置を講ずることとされており、目的以外の利用は認められておりません。また、個人番号を記載することは法令で義務付けられているところ

でございますので、今後とも法令に従って適正に対応して参りたいと考えております。

■再質問

特別徴収の問題ですけれども、一昨年10月から郵送されたマイナンバーの通知カードは簡易書留で、直接手渡しでなければ渡してないですよ、それが今回は事業者には普通郵便で送られるということで誤配送が起きています。

また事業所に所属していない人の名前と住所個人番号が一緒に入っているというそういう間違いも起こっています。

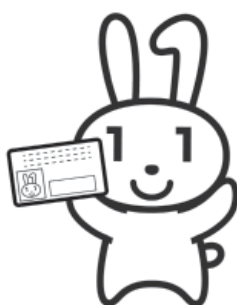
番号が記載された決定通知書を受けとった事業所は、番号管理の重い負担と責任が課せられています。名古屋市とか、東京中野区では記載しないことも決

定しています。重大な個人情報であるマイナンバーを、自治体こそ慎重に取り扱うべきではないでしょうか。

重ねて個人番号の記載をやめるよう求めたいと思います。

●町長

マイナンバーにつきましては、私は立場として国の方針に従ってマイナンバーの制度に基づいた事務処理をしていきたいと思っております。



行政 片岡町長の5期目に対する 立起について



■質問

私は片岡町長の5期の立起の思いについてお聞きしたいと思います。

町長は「みんなでつくろう寿の都」をスローガンに掲げ、平成13年11月に就任されて以来4期にわたり、この激動する社会情勢の中、町の舵取りを担ってまいりましたが、この間さまざまな課題を解決されてきたことに對し、敬意を表するものであります。

一例としましては、町民が安心して暮らせる医療環境の整備として寿都診療所を開設され、健康づくりの中心施設としての総合体育館の建設、本町の基幹産業である漁業への各種支援、そして新たな市場開拓として二セコアンテナショップの事業展開などがなされており、また風力発電事業の整備や近年のふるさと納税においては、いまや町財政にとって大きな財源であり、産業振興や子育て支援の拡充など、多くの事業・施策がおこなわれている事

は、町民の誰もが歓迎するところであります。

他にもいくつもの実績がございますが、いずれにしても高い洞察力と素早い行動力、強い指導力により我が町にとって最善の努力をされてきたことに、あらためて感じるものがあります。

しかしながら一方では、今後もまだまだ大きな課題もたくさんございます。

そこで町長にお伺いしますが、本年11月に今期の任期が満了いたしますが、これまでの経験を活かし、山積する諸課題を解決し、本町発展のためになお一層の努力を続ける御意志をお持ちであるのか、お聞かせいただけますか。

またそうだとするのであれば、3月の定例会で平成29年度の町政執行方針で述べられておりますが、将来の展望を含め、これらの思いをお聞かせいただけますか。

●町長

木村親志議員の御質問にお答えいたします。

私は「みんなでつくろう寿の都」をスローガンに掲げ、平成13年11月に町政を担わせて頂き、早いもので15年7カ月が経過します。この間を振り返ってみますと、さまざまな行政課題に直面し、その課題解決に向け全力で取り組んでまいりました。

また私は町長就任以来、安定した財政基盤なくして、町民サービスも産業振興も町民の期待に答えることは厳しいと身を持って感じながら、行政運営をさせて頂きました。

本町は財源の中で多くの割合を占める地方交付税が、同じ人口規模の自治体と比較し、約3億円位少ないことは議員の皆さんも御承知のことと思いますが、その1番の理由は行政面積が少ないことが起因をしております。

私はこの地方交付税の算定方法に以前から疑問を感じておりまして、国に対して早い改正を望むところでございます。

一方、現状の地方交付税に依存した行政運営のま

までは、町民ニーズに答えることが難しい本町独自の自主財源の確保が必要であるとの思いを強くし、議員各位並びに町民皆様の御理解のもと、風力発電事業はじめ、ふるさと応援寄附金事業に本腰を入れ、安定した自主財源の確保に勤めてまいりました。

また件案の社会資本整備事業につきましては、少ない自主財源で実施すべく、各省市に何度も赴き有利な事業の獲得の為、奔走してまいりました。

私自身これまで町民の暮らし、また産業振興に全力で取り組むことが出来たのも議員各位を始め、町民皆様の御理解御協力の賜物であり心から感謝申し上げます。

今地方を取り巻く環境は、少子高齢化人口減少が大きな課題であり、本町においても人口減少対策が喫緊の課題であります。

私はこれまで町民の暮らしに直結する地域医療、福祉、介護、上下水道、住宅政策、また教育の充実を始め、基幹産業である漁業、水産加工業の継続的な発展に取り組むとともに、交流人口に繋がる観光関連事業に今、種をまき始めたところ

であります。

この種をしつかり実らせることと人口減少に歯止めをかける為にも、新たな産業の基盤を作ることが、私に与えられた責務であるとの強い思いから、5期目の立期を決意をしたところであります。

元気な町づくりも産業振興も、町民一人一人の結束と人材が全てであると考えます。その為にも漁業の担い手育成を始め、新たな農



業の担い手づくり観光関連など、これからは人材育成に投資することが大切であります。

地域産業の発展なくして寿都町の発展はありません。「みんなでつくろう寿の都」をスローガンに私は、将来にわたって住みよい元気な町づくりに、引き続き全力を尽くす決意であることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

平成29年第3回臨時会

平成29年第3回臨時会は4月5日に招集され、会期を1日と定め、補正予算1件と単行議案1件を審議し、同日閉会しました。

《補正予算》

◆専決処分の承認を求めることについて

(平成28年度寿都町一般会計補正予算「第7号」)・

・原案可決

予算総額に2千万円を追加し、総額を53億2千301万5千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務管理費(ふるさと応援寄附金事業特産品取扱等業務委託料ほか)

2千万円増

《単行議案》

◆建物の取得について・

・原案可決

二セコエリアにアンテナ

平成29年第4回臨時会

平成29年第4回臨時会は4月27日に招集され、会期を1日と定め、単行議案2件を審議し、同日閉会しました。

《単行議案》

◆橋本家(旧鯉御殿)

主屋・土蔵(3)等保存整備建築主体工事請負契約

・原案可決

工事概要は橋本家(旧鯉御殿)の主屋の改修、便所棟新設、土蔵(3)の復元となるものです。

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額

7千614万円

・契約の相手方

株式会社 川島組

代表取締役

川島 一恵

◆寿都町情報発信施設管理棟建築主体工事請負契約

二セコ町に整備される情報発信施設の管理棟新築を行うもので、工事概要は木造合金メッキ鋼板葺2階・地下1階建て、延べ床面積312・38㎡となるものです。

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額

5千367万6千円

・契約の相手方

株式会社 千葉建設

代表取締役 千葉哲夫

平成29年第5回臨時会

平成29年第5回臨時会は5月29日に招集され、会期を1日と定め、条例の一部改正2件、単行議案1件、補正予算1件を審議し、同日閉会しました。

《条例の一部改正》

◆寿都町税条例等の一部を改正する条例

・原案可決

地方税法等の改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例制度の延長、及び配偶者控除の見直し等の改正を行うものです。

◆寿都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

・原案可決

地方税法施行令の一部改正に伴い、軽減の対象となる範囲が拡大されたことにより改正を行うものです。

《単行議案》

◆寿都町公用車の取得について

老朽化が激しい塵芥収集車を同規模の収集車に更新するため、平成29年5月23日仮契約に付した公用車の取得について、議決を求めるものです。

・取得目的

廃棄物収集業務

取得財産

企画・型式

車種 日野8t車

2 K G F D 2 A K B

A I C B C A A

上物架装

新明和工業株式会社製

荷箱容量

7.4 m³

台数 1台

取得金額

1千387万8千円及び取得元金に係る譲渡先が定める利子の合計額

支払の方法

半年賦元利金当払(支払期間7年)

取得先

札幌市中央区北4条西6丁目2番地1

北海道市町村

備荒資金組合

組合長 棚野 孝夫

・納期

契約の日から

平成30年2月15日

《補正予算》

◆平成29年度寿都町一般会計補正予算「第1号」

・原案可決

予算総額に4千569万4千円を追加し、総額を49億9千369万4千円とするものです。

●補正の主なもの

・農業総務費(風力発電等ゾーニング可能性モデル事業業務委託料ほか)

4千569万4千円増



4 月

- 17日 後志町村等監査委員協議会定期総会（札幌市 沢村監査委員）
- 19日 例月出納検査 （沢村監査委員）
- 27日 平成29年第4回臨時会・全員協議会
- 29日 新党大地セミナー（札幌市 小西議長）

5 月

- 9日 後志総合開発期成会 定期総会 （倶知安町 小西議長）
- 11日 南部後志町村議会正副議長会 定期総会 （小西議長、石澤副議長）
- 18日 国保運営協議会 （小西議長）
- 19日 寿都商工会 通常総会 （小西議長）
- 24日 後志総合開発期成会 後志段階要望運動 （小樽市・倶知安町 小西議長）
例月出納検査 （沢村監査委員）
- 26日 後志総合開発期成会 道段階要望運動 （札幌市 小西議長）
- 29日 平成29年第5回臨時会・全員協議会
- 30～31日 町村議会議長・副議長研修会（東京都 小西議長、石澤副議長）

6 月

- 1～2日 後志総合開発期成会 中央段階要望運動 （東京都 小西議長）
- 11日 寿都小学校及び潮路小学校運動会 （小西議長ほか）
- 13日 後志町村議会議長会 役員会 （札幌市 小西議長）
後志町村議会議長会 臨時総会 （札幌市 小西議長）
北海道町村議会議長会 定期総会 （札幌市 小西議長）
- 17日 札幌寿都会総会 （札幌市 小西議長）
- 19日 議会運営委員会 （木村親志委員長、沢村副委員長、山本委員、木村眞男委員、石澤委員、小西議長）
- 22日 寿都町戦没者追悼式 （全議員）
- 23日 第2回定例会・全員協議会
- 24日 村田のりとし南後志地区観桜会 （石澤副議長小西議長）
- 22日 寿都町戦没者追悼式 （小西議長、他議員多数）
- 27日 消防組合議会臨時会（石澤副議長）
例月出納検査 （沢村監査委員）

7 月

- 4日 北海道町村議会議長会主催 議員研修会 （札幌市 全議員）
- 5日 寿都町議会議員視察研修会 （歌志内市 全議員）
- 11日 第23回後志町村議会議員パークゴルフ大会 （赤井川村 議員多数）
- 14日 寿都神社例大祭宵宮祭 （小西議長）
- 20日 例月出納検査 （沢村監査委員）



後志総合開発期成会 中央段階要望運動



戦没者追悼式